

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

- 東京都開発登録簿閲覧所閲覧規則の一部を改正する規則……………（都市整備局市街地整備部区画整理課）…
- 租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則……………（同）…
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（環境局自然環境部水環境課）…

告示

- 港湾施設の供用開始（二件）……………（港湾局港湾経営部経営課）…
- 東京都港湾管理条例の規定に基づき知事が指定する施設及び修繕等……………（同）…
- 東京都港湾管理条例の規定に基づき知事が指定する施設……………（同）…

規則

東京都開発登録簿閲覧所閲覧規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年七月二十五日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第三百三十三号

東京都開発登録簿閲覧所閲覧規則の一部を改正する規則

東京都開発登録簿閲覧所閲覧規則（昭和四十五年東京都規則第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条を削り、第四条を第三条とし、第五条を第四条とする。

第六条中「別記第二号様式による開発登録簿の写し交付申請書」を「次に掲げる事項を記載した申請書」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 申請者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）
 - 二 登録簿に登録されている工事の許可番号
 - 三 必要な写しの部数
 - 四 その他知事が必要と認める事項
- 第六条を第五条とする。

別記第一号様式及び別記第二号様式を削る。

附則

この規則は、令和六年七月三十一日から施行する。

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年七月二十五日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第三百三十四号

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則（昭和四十九年東京都規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式備考2及び第一号様式の二備考2中「（一）」を「（一）」に改める。

附則

- 1 この規則は、令和六年七月三十一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則別記第一号様式及び第一号様式の二による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年七月二十五日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第三百三十五号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第三項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号に掲げる事業所の揚水施設における揚水量は、非常時において当該揚水施設の揚水可能量を上限とする。

- 一 病院その他の医療施設

二 社会福祉施設（通所のみにより利用されるものを除く。）

この規則は、令和六年八月一日から施行する。

告示

東京都告示第八百三十八号

東京都港湾管理条例（平成十六年東京都条例第九十三号）第五条の規定により、次の港湾施設を設置し、供用を開始する。

令和六年七月二十五日

東京都知事 小池百合子

種類	名称	規模	構造	所在地	開始年月日
係船 棧橋	東京国際クルーズふ頭小型船発着所浮棧橋	浮棧橋延長 四九・〇メートル	浮棧橋PC ハイブリッド	江東区 青海二丁目地	令和七年四月一日
	東京国際クルーズふ頭小型船発着所浮棧橋	浮棧橋延長 一〇八・八メートル	浮棧橋延長 鋼製	江東区 青海二丁目地	令和七年四月一日
	東京国際クルーズふ頭小型船発着所浮棧橋	浮棧橋延長 四・四メートル	浮棧橋延長 鋼製	江東区 青海二丁目地	令和七年四月一日

東京都告示第八百三十九号

東京都港湾管理条例（平成十六年東京都条例第九十三号）第五条の規定により、次の港湾施設を設置し、供用を開始する。

令和六年七月二十五日

東京都知事 小池百合子

種類	名称	規模	構造	所在地	開始年月日
客船ターミナル施設	晴海客船ターミナル	延床面積 三、二五〇平方メートル	鉄骨造 平屋建	中央区晴海五丁目七番一	令和七年四月一日
	晴海客船ターミナル	延床面積 三〇、六六八・四〇平方メートル	鉄骨造 平屋建	中央区晴海五丁目七番一	令和七年四月一日

東京都告示第八百四十号

東京都港湾管理条例（平成十六年東京都条例第九十三号）第二十七条第一項第一号に規定する知事が指定する岸壁及び棧橋、同項第二号に規定する知事が指定する船舶給水施設、同項第三号に規定する知事が指定する客船ターミナル施設の部分及び同条第二項第二号に規定する知事が指定する修繕等は、次のとおりとする。

なお、令和四年東京都告示第四百六十八号（東京都港湾管理条例の規定に基づき知事が指定する施設及び修繕等）は、廃止する。

令和六年七月二十五日

東京都知事 小池百合子

- 一 知事が指定する岸壁及び棧橋
 - 品川ふ頭外貿岸壁、品川ふ頭外貿棧橋、青海ふ頭岸壁、青海ふ頭棧橋、中央防波堤外側ふ頭棧橋（Y1）、東京国際クルーズふ頭棧橋、晴海ふ頭棧橋、有明小型船発着

所浮棧橋、竹芝小型船発着所浮棧橋及び東京国際クルーズふ頭小型船発着所浮棧橋

二 知事が指定する船舶給水施設

鳥しよ港湾に設置する船舶給水施設

三 知事が指定する客船ターミナル施設の部分

竹芝客船ターミナル、有明客船ターミナル、東京国際クルーズターミナル及び晴海客船ターミナル以外の客船ターミナル施設

四 知事が指定する修繕等

船舶の性能検査に伴う修繕

東京都告示第八百四十一号

東京都港湾管理条例（平成十六年東京都条例第九十三号）別表第四に規定する知事が指定する岸壁及び棧橋並びに客船ターミナル施設は、次のとおりとする。

なお、令和元年東京都告示第二百十三号（東京都港湾管理条例の規定に基づき知事が指定する施設）は、廃止する。

令和六年七月二十五日

東京都知事 小池百合子

- 一 知事が指定する岸壁及び棧橋
 - 品川ふ頭外貿岸壁、品川ふ頭外貿棧橋、青海ふ頭岸壁、青海ふ頭棧橋及び中央防波堤外側ふ頭棧橋（Y1）
- 二 知事が指定する客船ターミナル施設
 - 東京国際クルーズターミナル及び晴海客船ターミナル

発行 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)
郵便番号 163-8001
定価 一箇月 六、六〇〇円
印刷所 三鈴印刷株式会社
電話 〇三(五二七六)〇八一(代)
郵便番号 101-0051

三〇円
印刷所 三鈴印刷株式会社
電話 〇三(五二七六)〇八一(代)
郵便番号 101-0051